

# 公開質問状に対する金庫回答と金融労連見解

## 1. 公開質問状の前文

2017年4月25日の団体交渉で、貴金庫は「裁判所で判決が出されたのであるから、今後、本件解雇問題を議題とする団体交渉には応じない」と発言がなされたため、本件解雇争議は、労使間の合意なきまま、解決に至っていない。

これまで、武生信金時代からの本争議に関して、金融労連から出された要求や質問に対しては、金庫から何ら説明・回答もなされておらず、裁判でも触れられていないため、ここに改めて公開質問状として以下の項目について回答を求めるものである。

### 公開質問状の前文記載に対する金庫回答

#### 【 貴連合会からの団体交渉要求（前文記載）について 】

1 貴連合会は、Xらに対する懲戒解雇問題を議題とする（懲戒解雇の撤回を求める）団体交渉を要求するが、この問題は、貴連合会の支援の下でXらが提起した懲戒解雇の撤回を求める裁判において、裁判所の明確な判断が示され、すでに決着がついている問題である。貴連合会は、団体交渉に名を借りて、決着済みの問題を再び蒸し返そうとするものであって、かかる理不尽な団体交渉の要求には、到底応じられない。

2 貴連合会は、武生信用金庫職員組合の代表者であるH委員長から、団体交渉の委任を受けているとされるが、組合代表者としてのH委員長の適格性については、法的に大いに疑問がある。

すなわち、法は、労働組合に対して団体交渉権を含む種々の権能を与える一方で、「組合民主主義の法原則」と呼ばれる法規制を課している。

この原則の基本理念は、「平等な権利を有する組合員の利益と意見を多数決原則によって公正に調整して労働組合を運営すること」であるが、その実際の意図は、「組合幹部や一部組合員が、一般組合員の利益や意見を無視して組合の運営を独断専行すること」の防止にある。

しかるところ、26年10月16日の第39回定期大会以降、毎年開催されるべき定期大会は一度も開催されず、毎年なされるべき執行委員の改選も一切なされていない。定期大会が開催されないまま、前回の大会で選任されたH委員長が、そのまま執行委員長として組合の運営を独断専行しているのが現状である。貴連合会にはその是正をご指導願いたい。

3 裁判で、不正アクセス行為の悪質性が明らかとなり、犯罪行為として懲戒解雇が相当であると判断されたXらにつき、ここに至ってなお、懲戒解雇の撤回を求めて団体交渉を行うことが、組合員一般の利益であり、組合員多数の共通意見であるとはとても思えない。

定期大会を開催した場合は、同委員長の行為が支持されず委員長に再任さ

れないことも明らかであるため、敢えて定期大会を開催しようとせず、従前の組合委員長の名をほしいまま使用して、一般組合員の意見を無視した独断専行に走っているものとしか考えられない。

したがって、そのH委員長が代表する組合、および同組合から委任を受けたとする貴連合会による団体交渉の申入は、不適法であると思料する。

## 金融労連見解

### 【裁判で決着済みの問題の蒸返しではない】

- ① 2011年9月「北陸政界」の報道した武生信用金庫の不正融資が事実なら（破綻が懸念されている年商8000万円の会社に、超低金利・年利0.1%で15億円を10年間にわたって貸付）、武生信用金庫は信用失墜・倒産・職員全員解雇のおそれがある。そこを金庫の労組が団体交渉で問い質したことに對して、金庫の当時の理事長、専務は「言う必要がない」「立場上、答えられない」と、殊更に回答を避け事実を隠し続けた。この事実経過について、地裁も高裁も、判決は一切、認定・判断を回避した。

だから、このような事実を隠蔽する態度に接して労組役員の両名が理事長、専務のコンピューターにアクセスし、両名の行為によって金庫の内部情報が外部に漏れたことはなく、金庫の両名に対する内部情報漏洩の刑事告訴は不起訴確定した、これらの事実を、地裁も高裁も全く度外視した。

判決はただ、そのアクセス行為が発覚して両名が金庫役員から問い質されたとき、公益通報の準備行為と分かれば実際問題として潰されるため、興味本位で行ったと答えた、その言葉尻だけを捉えて、両名の懲戒解雇を容認した。

- ② この解雇に対して両名が裁判所に提訴したことを契機に、積年の不正融資の事実が社会的に知れ渡った。この提訴から半年も経たない内に、当時の理事長自ら、金庫総代会の席上、さらに同日の記者会見で、この不正融資の事実を自認・公表した（2014.6.13）。

このまま放置すれば経営破綻必至のところ、やがて武生信用金庫は福井信用金庫に吸収合併され（2016.2.15）、職員全員が福井信用金庫に雇用承継され、不正融資に関わった武生信用金庫の役員は合併時に退陣、合併4ヵ月後の6月に開かれた総代会で、残った旧武生信金役員が退陣し、ここに武生信用金庫の乱脈経営に漸く終止符が打たれた。

- ③ そのアクセスの発端に遡って、福井信用金庫に吸収合併されるまでの事実経過を直視すれば、両名のアクセス行為は、不正融資・乱脈経営による経営破綻から経営を救う契機となったことは疑いない。しかし両判決は、この肝心の事実経過について、殊更に認定判断を回避したまま解雇を容認した。だから、このような判決が出ても、この解雇は、社会的に決して、決着済みではない。

吸収合併によって福井信用金庫は、武生信用金庫の債権債務、労使関係・労働契約を受け継いだ。福井信用金庫は、武生信用金庫時代の未解決の解雇争議について、団体交渉により適正な解決をはかる社会的責任がある。

**【全国金融労働組合連合会は、武生信用金庫職員組合から、適法に本件団体交渉の委任を受けている】**

- ① 労働組合は、その代表者の選出、代表資格について、労働組合法に則り自主的に決定する。武生信用金庫職員組合は代表者H委員長を適式に選出した。
- ② 全国金融労働組合連合会は、武生信用金庫職員組合から適法に本件団体交渉の委任を受けた。同連合会の団交適格に何ら問題はない。

**2. 公開質問状 質問事項 1**

1. 金庫が懲戒解雇理由としているメールアクセス行為を、他の職員も行っていただけにもかかわらず、なぜ2名だけを懲戒解雇処分としたのか、回答されたい。

今後も、同行為が発生した場合、懲戒解雇処分とされるのか、人によっては支店長への昇進もありえる程度の軽微なものとして取り扱うのか、回答されたい。

**金庫回答**

**【 Xらに対する懲戒解雇理由（質問事項 1）について 】**

- 1 一連の不正アクセスの調査の結果、A職員が平成24年9月5日に、当時理事長のIDを使用して同理事長のメールファイルへ不正アクセスを行った事実が発覚した。そこで、この件につきA職員の事情聴取を行ったところ、A職員は、「役員のメールファイルにアクセスできる方法があると聞いたので試してみた」と素直に事実を認めた。貴会が言う「メールアクセスを行っていた他の職員」とは、このA職員のことと思われる。  
A職員に対する処分は、不正アクセスがこのときの1アクセスのみと軽微であったこと、A職員が素直に事実を認めて反省の態度を示していること等を考慮して、口頭による注意のみに止めたものである。
- 2 貴連合会は、「同じ不正アクセスであるのに、Xらのみが懲戒解雇処分となるのは不公平である」と主張するようであるが、Xらによる本件の不正アクセスは、判決書の表現を引用すれば、以下の①～③のとおりであって、その態様は極めて重大かつ悪質である。上記A職員のケースとは行為の重大性・悪質性において、雲泥の差があることは自明である。
  - ① 不正アクセスの全容  
Xらは、職務上アクセスする必要も権限もないのに、当時の理事長と専務理事の各メールファイルに、遅くとも23年11月ころから25年6月17日にかけて少なくとも2400回以上のアクセスを行い、そのうち複数のファイル（枚数は少なくとも3900枚）を印刷し、さらにXは、印刷された資料のうち重要と思われるものを支店から持ち出し（地裁判決4頁(4)）、自宅に持ち帰っていた。  
このようなXらの行為は、金融機関としての信用を損ね、事業の遂行を

著しく困難ならしめる危険を有するものと言え、アクセスの期間、回数、範囲等をも考慮するとその非違行為の態様及び結果は重大である（地裁判決22頁末5行目～）。

② 発覚後のXらの態度

金庫の事情聴取に対して、Xらは、証拠を突きつけられない限り事実に戻す弁解をし続けたり、記憶違いとは到底言えない発言の訂正をしたり、容易に答えられるはずの質問に答えなかったりしていた上、25年11月以降は、公益通報の目的で本件アクセス等を行っていたと主張して、本件アクセスを正当化するにいたった（地裁判決23頁2～6行目）。またXらは、事情聴取の際には一貫して、本件アクセス等を行ったのは興味本位であったと述べていたのに、懲戒委員会において懲戒解雇の決議がされると、突如として、本件アクセス等が公益通報目的であったと主張し始めたものであり、その主張の変遷について合理的な理由があるとは認められない（高裁判決6頁末～7頁4行目）。

③ 結論

本件アクセス等が公益通報目的で行われたものとは認められず（地裁判決19頁9行目～22頁2行目）、Xらの行為は、不正アクセス禁止法に違反する犯罪行為であるばかりか、本件アクセス等の動機は旧信金の事情聴取に対して答えたように興味本位であるとしか考えられない（高裁判決8頁9～11行目）。

## 金融労連見解

地裁、高裁判決は、両名のアクセス行為が、不正融資・乱脈経営による経営破綻から経営を救う契機となった肝心の事実経過について、殊更に認定判断を回避した。このような判決を理由に解雇を正当化することは許されない。

また高裁判決は、アクセスが公益通報目的であったならその旨堂々と金庫に言えばよいのに、そう言わなかったのは公益通報目的でなかったからだ、と言うけれども、それは元理事長による長きにわたる独裁恐怖支配の実態を全く理解していない机上の空論に過ぎない。

また、いずれも実損の発生しなかったアクセス行為に対して、懲戒処分との差別は許されない。

### 3. 公開質問状 質問事項3

3. 「北陸政界」に情報を流出させたのが、金庫が犯人として決め付けていた懲戒解雇者ではなかったことが関係者からの証拠で明らかになった以上、2名に対して謝罪するつもりはないのか。
--

#### 金庫回答

##### 【 金庫に対する謝罪要求（質問事項3）について 】

1 裁判所の判断によると、Xらは、「本件懲戒解雇は、Xらが本件雑誌に情報

提供したものと決めつけ、その報復として行われた」旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。Xらは、雑誌への情報提供を強く否定するが、仮にそうであったとしても、本件アクセス等によって取得した資料の一部を外部に持ち出し、自宅に持ち帰るなどしていたものであり、持ち出した資料がどのように使われたかは、Xらの説明によっても明らかではないのであって、Xらの非違行為の悪質性を軽く見ることはできない（高裁判決8頁末から7行目～9頁1行目）。

上記裁判所の判断のとおり、金庫は、Xらを情報流出の犯人と決めつけて処分を行った訳ではない。金庫に謝罪を求める公開質問状の3項は、そもそも前提としている事実関係が相違している。

ただし、Xらは機密書類を金庫外に持ち出していたにもかかわらず、頑なに「金庫外へは持ち出していない」と言い張り続け、さらに金庫外への持ち出しを認めた後も、持ち出した機密文書（Xらの手もとにあるはずの文書）の明細も使途も一切明らかにせず、信金が当該文書の返還を強く求めたにもかかわらず、今に至るも返還に応じていないのであって、その態度は極めて不審という外はなく、情報の外部流出が強く疑われるべき状況下にあることは明らかである。

- 2 そもそも貴連合会は、質問事項の3等を発する前に、まずはXらに対し、「不正アクセスにかかるすべての事実を明らかにした上で金庫に謝罪し、返還すべき機密書類を全て返還するよう」指導すべきではないのか。

加えて、貴連合会が、自らの犯罪行為を正当化しようとして詭弁を弄するXらに加担して、「Xらに対する懲戒解雇は公益通報者に対する不当解雇である」等と決めつけて、金庫を強く誹謗し、傘下の組合や組合員、さらには一般市民にまでその旨を喧伝していたことは顕著な事実であるところ、地裁判決においても高裁判決においても、貴連合会の主張していた事実関係が完全に否定されたことは、ご承知のとおりである。

かかる上は、まずは当該主張を撤回した上で、金庫に対してしかるべく謝罪するのが、貴連合会の採るべき態度ではないのか。また、傘下の組合や組合員に対しても事実を正しく伝え直すべきではないのか。

## 金融労連見解

両名は、アクセスによる情報を、金庫の外部に流出させたことはない。金庫は、これを金庫の外部に流出させたとして両名を告訴した上、不正アクセスを理由に両名を懲戒解雇したが、その告訴は後に不起訴が確定した（2015.9.8）。

事実無根の外部流出の告訴について、両名に謝罪すべきは当然である。

また武生信用金庫は金融労連との団体交渉で（2013.12.26）、当時の理事長が、役員のメールにアクセスしたのは「他にもあった。何百件もあったが、いちいち見られませんよ（両名以外は検証していない）」と述べた。何百件ものメールアクセスがありながら、きちんと調査もせず、外部に流出させたのは両名以外にありえないとした刑事告訴は、悪意に満ちたものであることは明らかである。

事実、「北陸政界」側が、福井弁護士会からの照会に答えて、金庫が告訴理由に挙げた当該記事は、照会事項にある「原告の2名に関しては、今日に至るまで一面識もなければ、電話、メール、FAX等において情報の提供を受けた記憶も一切ありません」と、回答書に明記したとありである。

#### 4. 公開質問状 質問事項2、4

2. 組合は役員による不正融資が表面化する前から、元理事長らに対する多額の退任慰労金の支払を一定期間凍結することを要求していたにもかかわらず、組合要求を無視し、多額の退任慰労金を支給し、現在、返還請求訴訟を提起しているが、退任慰労金にも満たないような水準の金額での和解に応じ、不正融資の責任追及自体をうやむやにする考えを持っているのか。

4. 長きにわたり不正融資を行って、金庫経営に重大な損失を招いた旧武生信金経営者に対して、どのような認識で、どのような対応をされているのか。

#### 金庫回答

##### 【不正融資を行った元理事長らに対する対応（質問2、4）について】

不正融資を行った元理事長らに対しては、厳しく対処する考えであり、その責任追及として、すでに総額12億円余の支払いを求める損害賠償請求訴訟を福井地方裁判所に提起し、現在係属中である。

金庫としては、もとより責任追及をうやむやにする考えはないが、元理事長らの法的責任の有無・程度には高度な法的判断が必要であり、裁判所の判断に従う外はない問題である。したがってその裁判所の判断により、裁判所からしかるべき和解案が提示された場合には、諸般の事情をも考慮した上で、その和解案に応ずることは当然あり得る。

#### 金融労連見解

本回答書によって福井信用金庫は、労働争議の解決も、経営者の不正融資の責任追求も「全て裁判所が行うもの」という、自らの解決能力のなさ、ガバナンス欠如ぶりを世間に公表した形となった。本回答書では、不正融資を行った信用金庫経営者よりも、不正融資を告発しようとした労働者へ悪罵を投げつけ、メールアクセス行為の原因をつくった経営者の不正融資、監督官庁の不作為への論及・反省が、全く感じられない。

このような不誠実な回答書では、何の問題点も解明されず、福井信金争議は長期化するばかりである。私たちは、金庫・裁判所によって「興味本位」と判断されたメールアクセスが、決して「興味本位」などではなかったことも、地元マスコミなどで報道された内容も含め、シリーズで次々に明らかにしていきたいと考えている。